

府中市業務効率化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰等の影響を受ける市内事業者を支援するため、生産性向上に資する設備投資及び研究開発等に係る経費の一部を市長が予算の範囲内で補助金を交付することについて、府中市補助金交付規則（令和4年府中市規則第27号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において事業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業及び同法に基づく要件を満たす中小企業並びに同法の規定に該当しない大企業のうち主たる事業所所在地が市内にあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有する者であること。
- (2) 交付申請日において、パートナーシップ構築宣言を行っていること。
- (3) 市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況の調査について同意すること。
- (4) この要綱により補助金の交付を受ける経費について、国、他の地方公共団体又は公共的団体等から補助金等を受けていないこと。
- (5) 府中市暴力団排除条例（平成24年府中市条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (6) 申請日において現に事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- (7) 補助金の交付申請書の提出日又は補助金の実績報告書提出日の時点で倒産している事業者（会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがあったもの、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあったもの、若しくは破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てがあったもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）第41条による更生手続開始の決定を受けたもの）でないこと。

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別に定める補助対象期間内（以下同じ。）に行った生産性向上に資する設備投資及び研究開

発とする。

2 前項に規定する生産性向上に資する補助事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 業務の効率化又は経費の縮減がなされ、生産性の向上が見込まれること。
- (2) 補助金の交付決定後に着工し、又は着手するものであること。
- (3) 導入する設備は、中古のものではないこと。
- (4) 設備等の設置場所は、市内であること。
- (5) 研究開発の事業を行う場合は、主たる事業所所在地が市内であること。
- (6) 市長が別に定める期間内に支払いまで終了していること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助事業を実施するために必要な経費のうち、別表1に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表1の補助対象経費の合計額に同表の補助率を乗じて得た額に相当する額とし、同表の補助限度額を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、府中市業務効率化支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に補助事業に係る次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書・決算書（別記様式第3号）
- (3) 誓約書（別記様式第4号）
- (4) 収支予算書に計上した経費に関する見積書等の写し
- (5) 事業所の所在が確認できるもの
- (6) パートナーシップ構築宣言を行っていることを確認できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 同一の事業者への補助金の交付は、1回限りとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、府中市業務効率化支援補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、府

中市業務効率化支援補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容変更等の届出）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）し、又は廃止しようとするときは、補助事業（変更・廃止・処分）届出書（別記様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 補助事業により導入された設備を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年以内に処分しようとするときは、あらかじめ前項に規定する届出により市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をした場合は、交付した補助金相当額の返還を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 府中市補助金交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (5) 補助事業が市長の別に定める期間内に完了しないとき。
- (6) 前条に規定する届出があったとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消す場合は、府中市業務効率化支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知する。この場合において、市長は、当該取消しに関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、府中市業務効率化支援補助金実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類等を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書（別記様式第3号）
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (3) 事業内容や実施状況を確認できる記録等の資料（写真等）
- (4) 振込先口座の通帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の額を確定し、府中市業務効率化支援補助金交付額
確定通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付を
受けようとするときは、府中市業務効率化支援補助金交付請求書（別記様式第1
1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するも
のとする。

(報告、検査又は指示)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助金の交付に関し、
必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 前項の検査をするときは、職員は、身分を証明する書類を携行し、関係人の請
求があるときはこれを提示しなければならない。

(補助事業の経理等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明確にし、かつ、経理に係る書類
を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、市長
の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長
が別に定める。

別表1（第5条・第6条関係）

区分	摘要	備考	補助率	補助 限度額
(1) 設備等 購入費	次の設備等の購入に要する経費 (ア) 機械・装置等 (イ) 専用ソフトウェア・情報システム等	人件費及び旅費等は除く	4/5	200万円
(2) 利用料	クラウドサービスの利用に要する経費	補助対象期間内に新たに契約するものを対象とする。また、契約期間が補助対象期間を超える場合、案分の上、補助対象期間分の費用のみを対象とする。		
(3) リース料	次の設備等のリースに要する経費 (ア) 機械・装置等 (イ) 専用ソフトウェア・情報システム等 (ウ) クラウドサービス			
(4) 委託料	次の業務を外部事業者に委託する場合に要する経費 (ア) 機械・装置等の設計・開発・製作 (イ) 専用ソフトウェア・情報システム等の設計・開発・構築 (ウ) 導入または活用方法を実証するために受ける技術指導・研究			
(5) 報償費	導入又は活用方法を実証するために受ける技術指導・研究に要する謝金			

別表2（第9条関係）

区分	軽微な変更の内容
補助対象経費の配分	① 補助事業に要する経費の全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合 ② 別表1に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の20パーセント以内の経費を流用する場合
補助事業の内容	第7条の規定により提出する補助金交付申請書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来たすおそれのない変更をする場合